

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年10月7日から令和6年11月8日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 保育課、鶴城幼稚園、保育園6園（花ノ木、米津、室場、矢田、津平、荻原）

(2) 対象期間

令和6年4月1日から令和6年11月8日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保育課

ア 契約事務

(ア) 再リースで随意契約の根拠条文の記載誤りがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 予定価格書を封入していないものが散見された。

【契約規則第13条】

(2) 幼稚園

ア 文書事務

(ア) 文書管理システムに登録されていないものがあった。

【文書取扱規程第18条】

(イ) 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。 【服務規程第17条】

(3) 保育園

ア 文書事務

(ア) 出張命令について、決裁区分誤りがあった。 【決裁規程別表第1】

(イ) 出張復命が行われていないものがあった。 【服務規程第17条】

(ウ) 文書管理システムに登録されていないものがあった。 【文書取扱規程第18条】

(エ) 起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。 【文書事務の概要】